

様式第1号(第5条関係)

埼玉東部消防組合告示第23号

消防救助工作自動車売払いに伴う一般競争入札公告

消防救助工作自動車売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年7月28日

埼玉東部消防組合管理者 梅田修 一印



記

1 入札対象名

- (1) 件名 消防救助工作自動車売払い
- (2) 売払理由 老朽化し不用となった車両を売払うもの。
- (3) 売払期間 契約の日から令和6年1月22日(月)まで
- (4) 売払車両 消防救助工作自動車(旧加須救助1号車)

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年9月1日(金) 午前10時00分
- (2) 入札場所 久喜市上早見396番地 埼玉東部消防組合消防局 2階災害対策室

3 入札に参加できる者の形態

単体企業

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 実績

過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と消防車両や公用車の売却契約を締結したことがあること。

(2) 所在地

本店又は主たる営業所が久喜市、加須市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町に所在地があること。

(3) 埼玉東部消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程

第2条に該当する者は資格審査を受けることができない。

(4) その他

地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に、実績調書（別紙様式 1）を添えて提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

- ア 提出先 久喜市上早見 396 番地 埼玉東部消防組合消防局 消防課
- イ 提出方法 一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便のいずれかにより郵送又は、持参すること。
- ウ 受付期間 令和 5 年 7 月 28 日（金）から令和 5 年 8 月 18 日（金）まで  
（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、8 月 18 日（金）消印有効とする。）
- エ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- オ 提出部数 1 部

(2) 確認申請書の受理

明らかに参加資格がないと認めるときを除き、確認申請書を受理する。

(3) 入札参加資格の確認通知

- ア 入札参加資格の確認結果は、令和 5 年 8 月 23 日（水）に郵便で通知する。
- イ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和 5 年 8 月 25 日（金）までに管理者へ入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 仕様書、下見期間及び売払条件等

仕様書は、次のとおり閲覧することができる。また、下見期間及び売払条件等は以下のとおりとする。

- (1) 閲覧場所 埼玉東部消防組合ホームページにて掲載
- (2) 閲覧期間 令和 5 年 7 月 28 日（金）から令和 5 年 8 月 18 日（金）まで
- (3) 下見期間 令和 5 年 8 月 23 日（水）から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで  
※平日の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。  
※下見を実施する際は、事前に埼玉東部消防組合消防局消防課に連絡すること。(0480-21-6465)
- (4) 下見場所 埼玉県加須市北小浜 780-1 埼玉東部消防組合 加須消防署

(5) 売払条件等 別添「消防救助工作自動車売払仕様書」第1売払条件等のとおり

## 8 説明会

なし

## 9 仕様書に関する質問及び回答

仕様書に関して質問がある場合は、次のとおり質問書をメール(syoubou@saitamatobu-119.jp)、ファクシミリ(0480-21-6469)または持参により提出すること。

なお、ファクシミリの場合は電話(0480-21-6465)にて到達確認をすること。

(1) 提出先 埼玉東部消防組合消防局消防課

(2) 受付期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月18日(金)まで  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問及び質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 埼玉東部消防組合ホームページにて掲載

イ 閲覧期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月18日(金)まで

## 10 入札に関する事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けたものであっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書は、初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に、再度の入札に参加しない者は再々度の入



札に参加できない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 最低制限価格

なし

12 入札保証金

免除

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札参加資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 委任状を提出しない代理人がした入札

(7) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(8) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札

(9) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

14 契約保証金

契約保証金は、契約規則第 26 条、同第 27 条及び同第 28 条に基づくものとする。

15 支払い条件

(1) 前金払

しない。

(2) 中間前金払

しない。

(3) 部分払

しない。

16 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

埼玉東部消防組合消防局消防課

(2) 電話番号

0480-21-6465

(3) FAX 番号

0480-21-6469

(4) メールアドレス

syoubou@saitamatobu-119.jp